

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第108号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第15項表以外の部分中「保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課」を「保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課」に改め、同項の表課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長の項中「同局生活福祉部保険年金課」を「同局生活福祉部地域福祉課及び保険年金課」に改め、同表その他の職員の項中「保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課」を「保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課」に改める。

第2条第10項第1号中「及び子ども手当」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)